

お住まいの地域でのご協力のほか、次の方法でもご寄付を受け付けています

定期的・継続的な寄付をしたい

クレジットカードで

インターネット上で登録手続きが可能です。スマホやPCから、下記検索方法または二次元コードから専用ページにアクセスしてください。

銀行口座からの
引き落としで

口座振替申込書をご用意しておりますので、下記までご連絡いただき、必要事項をご記入のうえポストにご投函ください。

好きなタイミングで寄付をしたい



PayPayで

スマホやパソコンから寄付できます。
※PayPay残高（PayPayマネー）、PayPayクレジットのみご利用いただけます。



スマホアプリで（J-coin Pay）

スマホアプリをダウンロードしてご本人様の情報を入力後、募金アイコンから寄付できます。

Jコインペイ



お近くの郵便局・銀行で
（専用払込取扱票）

専用の払込取扱票を郵便局・銀行（北洋銀行・北海道銀行）窓口で使用すると手数料がかからず寄付できます。

詳しくはこちら



専用の払込取扱票や口座振替申込書のご請求、お問合せは
TEL.011-231-7126またはshinkou@hokkaido.jrc.or.jpまでご連絡ください。

札幌市民の皆さまへ

日本赤十字社の活動は、市民の皆さまからお寄せいただいた活動資金によって支えられております。災害時には医療支援や毛布などの救援物資の調達や配布、平常時には水難事故から身を守るための体験会や赤十字安全法の講習の普及、また各赤十字奉仕団（13団体）の奉仕活動や育成などに役立てられています。今後とも赤十字の活動資金にご支援・ご協力をお願いいたします。

札幌市地区本部 令和7年度社資実績額

96,487,011円

（令和7年12月末現在）



親子で学ぶ水難事故から身を守るための体験会
（札幌市水上安全赤十字奉仕団）

お問い合わせ

- 日本赤十字社札幌市地区本部 011-211-3339
- 各区役所地域振興課まちづくり推進係（まちづくり調整担当）

中央区 011-205-3221	白石区 011-861-2422	清田区 011-889-2024	西区 011-641-6926
北区 011-757-2407	厚別区 011-895-2442	南区 011-582-4723	手稲区 011-681-2445
東区 011-741-2429	豊平区 011-822-2427		



もしものの時の備えは、
道具だけじゃない。

日本赤十字社北海道支部は

災害時の救護活動などを行う民間の法人です。その活動は、国などからの補助金ではなく、皆さまからの寄付によって支えられています。こうした皆さまからのご支援をもとに、日本赤十字社北海道支部は人の『いのちと健康、尊厳を守る』人道的な活動を、道内各地、全国都道府県、そして世界中で行っています。



主な活動内容

災害救護活動

救護訓練や救援物資の整備など、常に災害対応できる体制を整えています。災害時には道内赤十字病院の医療救護班が現地へ駆けつけ救護活動を実施します。



国際活動

海外で発生した災害や紛争、感染症等の病気で苦しむ人びとを救う活動に取り組んでいます。北海道支部では第1ブロック(東北6県)と合同で4か国(ラオス、バヌアツ、ルワンダ、アフガニスタン)に対し救急法普及や青少年赤十字活動、気候変動対策への支援を行っています。



青少年赤十字

学校教育の現場で「いのちを大切にし、相手を思いやる」こと、「気づき、考え、実行する」力を育んでいます。



赤十字ボランティア

災害時の被災者支援や防災減災の普及啓発、そして日頃から地域貢献のための活動(花壇整備や福祉施設の慰問など)を行っています。



令和8年12月に赤十字の講習事業は100周年を迎えます

救急法などの普及

身近な人を救うため、知識と技術を学ぶ各種講習(救急法、雪上安全法、水上安全法、幼児安全法、健康生活支援講習)を道内各地で開催しています。赤十字安全法講習のノウハウを持った職員、そしてボランティアの方々が講習事業を支え、道内各地で活躍しています。いざというとき、家族や周りにいる人がすぐに手当を行えば救命の可能性は高くなります。各種安全法講習をご希望の方は日本赤十字社北海道支部ホームページをご覧ください。お電話にてお問い合わせください。



万が一に備えて、あなたも受講しませんか。



各講習の詳細・受講条件について



講習の開催・お申込について(北海道支部HP)

日本赤十字社北海道支部
代表電話

011-231-7126

ご存じですか? 活動資金と義援金の違い

活動資金

災害時の被災者救護、感染症拡大防止への対応、防災・減災の普及啓発やボランティアの育成など、日本赤十字社のいのちを救うさまざまな活動は、皆さまからの継続的な支援によって支えられています。



義援金

義援金は被災都道府県に設置される義援金配分委員会に全額送金され、同委員会で定める配分基準に従って市区町村等の自治体に配分されます。

義援金が届くまでの流れ
①被災都道府県は義援金配分委員会を設置、日本赤十字社は義援金の受付を開始します。
②日本赤十字社はお寄せいただいた義援金を同委員会へ全額送金します。
③同委員会の決定に基づき、市区町村等の自治体へ義援金が送金されます。
④被災地の方々の生活支援に役立てられます。



- 自分の築いた財産や故人の思いを社会のために - 相続財産・遺贈寄付のご案内

近年、「自分の築いた財産を社会のために役立てたい」といったご相談や大切な方を亡くされた方から「故人の遺した財産を社会に役立ててほしい」といった尊いお申し出が増えております。日本赤十字社では、このような尊い思いにこたえるために遺贈(遺言による寄付)、相続財産寄付を承っております。パンフレット等もご用意しておりますので、日本赤十字社北海道支部までお問い合わせください。



令和6年度活動資金の使途

令和6年度、活動資金として
366,153,253円のご協力をいただきました。

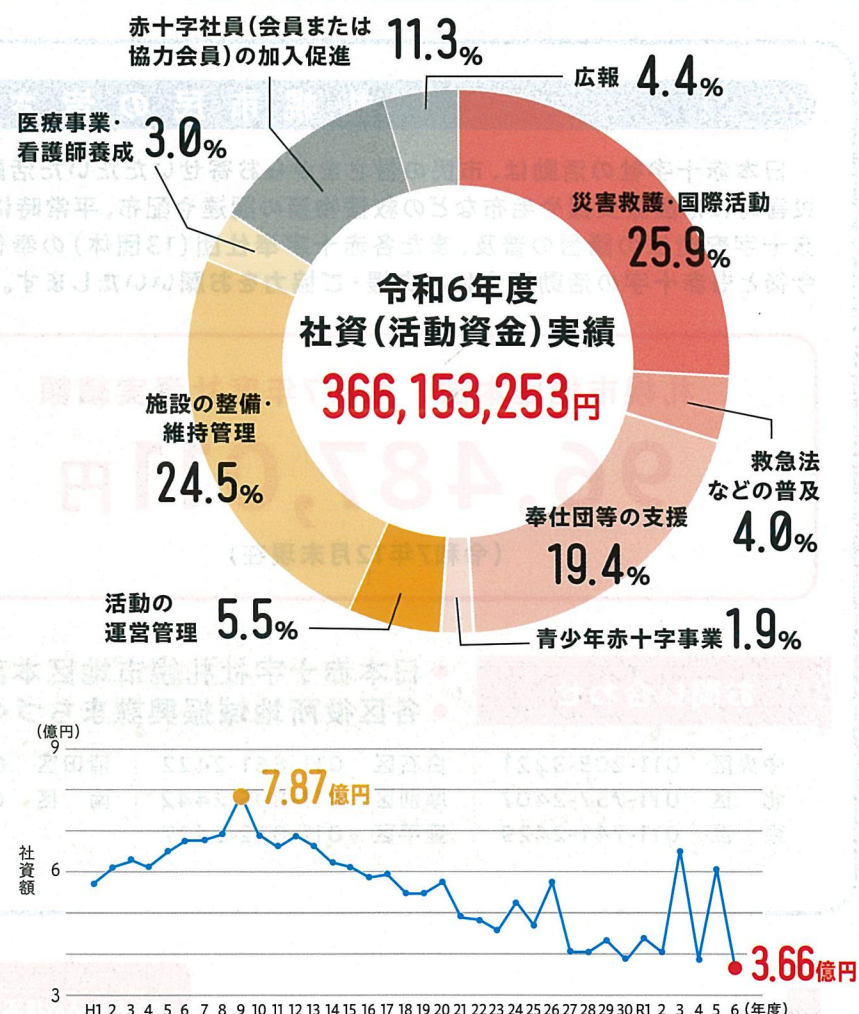
ご協力いただいた活動資金をもとに、「いのちと健康を守る活動」を行うことができました。

※なお、令和7年度の使途については、決算が確定する令和8年6月頃にホームページ等で報告いたします。
※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が必ずしも100%とはなりません。

皆さまのご協力を数多くいただき心より感謝申し上げます

社資(活動資金)実績額の推移

令和3年度と令和5年度は遺贈などの高額寄付がありましたが、活動資金は年々減少しています。赤十字の活動を続けるために、活動資金へのご協力をよろしくお願いいたします。



ご支援賜りますようお願いいたします